令和６年度　令和６年４月から対象要件が一部変更となります。

『高齢者補聴器購入費補助金交付事業』

事前にご相談ください

難聴により日常生活を営むのに支障がある高齢者に対し、補聴器の購入に要した費用の一部を助成します。

※村から「交付決定」を受ける前に購入したものは、対象外になります。

対象となる方は？

※下記の①~⑥のすべての要件を満たす方

① ６５歳以上の方
② 西郷村に住所があり、現に居住している方
③ 聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方
④ 聴力レベルが両耳とも40dB以上70dB未満、又は片耳70dB以上で他方の耳の聴力レベルが70dB未満の方
⑤ 医師が補聴器を必要だと判断した方
⑥ 村税等の滞納が無い方

助成金額は？

補聴器購入にかかる費用に対し、25,000円を上限に助成します。

注意事項

- 助成を受けられるのは**1人1回限り**です。（25,000円に満たない場合でも、残額の再申請はできません）
- **申請・決定前**に補聴器を購入した場合は助成の**対象外となります。**
- 助成の対象は補聴器取扱い店舗（通信販売やインターネットでの購入は除く）から購入したものに限ります。
- **集音器は対象となりません。**
  ※補聴器は集音器と異なり、単に音を大きくするのではなく、本人の状態にあった調整が必要です。また、合わない器具を使用した場合、症状が悪化する可能性があります。
- 診察料（受診料）、文書料、修理代は対象になりません。

申請方法・受付窓口：西郷村健康推進課（保健福祉センター内）
電話番号：０２４８－２５－３９１０
※申請提出資料については、西郷村健康推進課にて配布します。

▶▶詳しい流れは裏面をご覧ください

医療機関での聴力検査について

- **耳鼻咽喉専門医で聴力検査を受けてください。**
- **受診の際は保険証をお持ちください。**
- **診断結果（意見書）費用以外に診察・聴力検査などの受診費用がかかります。**
- **医療機関での聴力検査の結果、助成の対象とならない場合もあります。**

補聴器購入費補助金の交付までの流れ

①健康推進課で申請書等をもらう

- 住民税等の状況を確認し、対象者であれば申請書をお渡しします。

②耳鼻咽喉科を受診し、医師の「意見書」又は「補聴器適合に関する診療情報提供書」を作成してもらう

- 受診・検査・診断結果の意見書については**自己負担**となります。

③西郷村健康推進課に申請書を提出

【申請に必要な書類一覧】

- **西郷村高齢者補聴器購入費補助金申請書（第１号様式）**
- **意見書（第2号様式）又は補聴器適合に関する診療情報提供書の写し**
- **購入予定の店舗からの見積書**
  （購入金額、補聴器品目・型番の記載がされているもの）

④村で内容の審査を行なった上で「補助金決定通知書」が送付される

⑤決定通知書を確認し補聴器を購入する

- **決定前**に補聴器を購入した場合は助成の**対象外**となってしまうためご注意ください。

⑥西郷村健康推進課に完了報告書と請求書を提出

【申請に必要な書類一覧】

- **西郷村高齢者補聴器購入費補助事業完了報告書（第５号様式）**
- **購入店舗からの領収書の写し※領収書の宛名は申請者本人になります。**
- **西郷村高齢者補聴器購入費補助金交付請求書（第6号様式）**
- **通帳の写し（口座名義、口座番号）**
  ※振込先は申請者本人名義の口座になります。

⑦村から助成金が振り込まれる